

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例
施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第72号

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解
消推進条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例
施行細則（平成31年名古屋市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第 4条の次に次の 1条を加える。

（障害者又は障害者の福祉に関する事業に従事する者の出席）

第 4条の 2 委員会は、条例第15条第 1項本文の規定による申立て（以下「申
立て」という。）に係る障害の特性に応じて、別に定める者の中から選定し
た障害者又は障害者の福祉に関する事業に従事する者を委員会に出席させ、
助言又はあっせん案について意見を述べさせることができる。

第 7条第 1項中「条例第15条第 1項本文の規定による申立て（以下「申立て」
という。）」を「申立て」に改める。

附 則

この規則は、令和 8年 4月 1日から施行する。